

議案番号	件 名																		
提案課名	内 容																		
議案第16号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について																		
政 策 課	<p>【関係法令】 地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>【趣 旨】 附属機関について、新たに三田市上下水道事業経営審議会を設置するほか、三田市立学校園のあり方審議会を廃止するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>1 「三田市上下水道事業経営審議会」の設置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">担当事務</th> <th style="text-align: center;">委員定数</th> <th style="text-align: center;">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 水道料金、下水道使用料に関する事項についての調査審議</td> <td style="text-align: center;">12人以内</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td>(2) その他上下水道事業の経営に関する事項についての調査審議</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】 平成31年4月1日</p> <p>2 「三田市立学校園のあり方審議会」の廃止</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">担当事務</th> <th style="text-align: center;">委員定数</th> <th style="text-align: center;">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市が設置する小学校、中学校及び幼稚園(以下「学校園」という。)の適正規模・適正配置に関する事項についての調査審議</td> <td style="text-align: center;">13人以内</td> <td style="text-align: center;">諮問に係る審議が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>(2) その他学校園のあり方に関する事項についての調査審議</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】 公布の日</p>	担当事務	委員定数	任期	(1) 水道料金、下水道使用料に関する事項についての調査審議	12人以内	2年	(2) その他上下水道事業の経営に関する事項についての調査審議			担当事務	委員定数	任期	(1) 市が設置する小学校、中学校及び幼稚園(以下「学校園」という。)の適正規模・適正配置に関する事項についての調査審議	13人以内	諮問に係る審議が終了するまで	(2) その他学校園のあり方に関する事項についての調査審議		
担当事務	委員定数	任期																	
(1) 水道料金、下水道使用料に関する事項についての調査審議	12人以内	2年																	
(2) その他上下水道事業の経営に関する事項についての調査審議																			
担当事務	委員定数	任期																	
(1) 市が設置する小学校、中学校及び幼稚園(以下「学校園」という。)の適正規模・適正配置に関する事項についての調査審議	13人以内	諮問に係る審議が終了するまで																	
(2) その他学校園のあり方に関する事項についての調査審議																			